

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429</a>

總理府

(一六四一五)

極秘  
29/11

北米一課長 条約課長 法規課長  
柳井事務官 茶規

経済省庁沖繩関係担当官会議メモ

44.12.4  
茶規

経済省庁沖繩関係担当官会議第2回会合メモ

外務、大蔵、逓産、農林、運輸、労働、建設、自治

総理府の参加の下に、12月4日総理府で開催され

本省からは千葉北米一課長、逓総近藤事務官、茶茶

柳井事務官、茶規、鈴木事務官、米北一、石川事務官

が出席した。議題としては、①在沖米企業の取扱及び②

経済関係部門復帰対策の進め方の2点が準備され

た。後者は時間切迫のため討議されなかった。

GA-5

6.11 外務省

なお、同会合に於ける討議の概要下記の通り。

記

1. 日米共同声明9項及び大臣書簡

千葉課長より、共同声明9項が在沖米企業  
の利益に齟齬を生じ、外務大臣書簡の発出さ  
れることとなった経緯を簡単に説明し、更に同書  
簡の存在を公表しないとの日米合意に言及して  
取扱に注意ありなき旨要望した。

2. 現地調査

千葉課長より、在沖米企業の実態調査の

ため、米田、大蔵、逓産、総理府及び外務省

GA-6

外務省

関係者が現地に赴き、企業の実態を調査する  
 「EPA311」を先行する予定であり、従って今後  
 の作業は本件調査の報告を待って進めることに  
 なることの見通しを依之也。

3. 既得権取扱の先例調査

大蔵省より、既進出企業の営業継続を認め  
 る場合、何等かの金銭的補償を行うという  
 国際的原則があるのか（大蔵省に於いて、山東省  
 関係につき調べたところ、可成り詳細を取り極め  
 がなされておる趣）、また、税の趣及的賦課は  
 困るというのが現地で企業側の強い意向である

も聞いているが、この点については国際的何等  
 かの原則があるのか、外務省側にて調査を以てし  
 旨要望あり、千葉守長より、この点の点については  
 省内で調査を進めているが、要望の次第に鑑み、  
 作業の促進に努めるべき旨約した。

4. 在中米企業の実況に於ける通関事務の調査報告

一時帰朝中の在中総日政府事務所  
 山口調査官より、別紙につき説明した後、  
 同調査官が在中米企業の実況に關し、琉政  
 及びUSCARから得たる感觸を次の通り披瀝  
 した。即ち、琉政としては、今後共同声明に

より復帰が確定的なものであることであるので、本件  
については、本土政府の方針に全面的に協力する  
用意は有するが、本土政府のみの観点から在沖  
外資の規制を行おうに留まることなく、沖縄  
の産業振興に十分意を用いるよう強く要望して  
いる。他方、USCARは、在沖米企業が元来  
現地米人の需要を充ちるため米本土からの  
呼び寄せられた（invited）ものであること  
を鑑み、合更を機に扱うわけにはいかず、やはり  
何等かの暫定措置等により救済すべきであり、  
この場合の暫定措置は、内容的には例えれば

フェルトリコ並みと云うことが考えられるとの見解  
である。

5. 航空問題

千葉課長より、航空問題と相俟、本件は  
日米航空交渉の懸案 ~~である~~ <sup>あり</sup>、シカゴ条約  
及び不定期便の問題との兼ね合いがあるので、  
日米航空交渉の大方針の中で処理すべき  
旨の見解を表明し、運輸省にもこれに留意を  
表した。

4. 外資審議会との関係

大蔵省より、本件担当官会議と外資審

議会の関係を記したのに対し、総理府より

在沖半企業の取扱の問題は、本件担当官

会議での討議を基礎として、最終的に

総理府が決定する問題であること。②しかし

復帰後は在沖外資も外資審議会のスクリン

と当然に受けることを見込み、総理府が本件

の政策を立案する場合は、同審議会の意向

を事前の斟酌しておくことが望ましいこと

を述べ、更に、別紙中「外資事務の改善策」

は全く取り敢えずの案であるが、先づの外資

審議会幹事会特別会で総理府より対処方針案

と示せとの要望があるため、急遽作成した案

であって、同案を多少煮詰めて明日の幹事会

特別会へ提出し、外資審議会の感觸を極

積り旨説明した。

沖縄の外資企業について

44. 12. 4

総理府

1. 合同外資促進委員会について

2. 外資のかけこみ申請について

3. 外資取扱い事務の概要

4. 外資事務処理上の問題点

5. 琉球政府の外資審査基準

6. 復帰の際問題が予想される企業

7. 石油外資について

8. 外資事務の改善策



1 合同外資促進委員会について

合同外資促進委員会は、1967年4月沖繩への外資を促進させる目的で設置された。決定的な根拠はなく、琉球政府および米国民政府との話し合いによつて設けられた。

委員メンバーは、琉球政府側副主席、企画、通商、建設、主務各局長、米国民政府側 REEVES (前経済局長) <sup>経済局長</sup>、BAVER (外資担当者) および企画局長となつている。

1967年4月～1968年5月までは、外資企業に対する税制(軽減措置)や工業用地、用水、電力、エネルギーの低廉な供給などについて審議したが、成果をえないままに終つている。

1968年に琉球政府は布令第11号の撤廃を要求し、琉球立法府で外資に関する法律を成立せしめたが、この問題につき合同外資委員会では米国民政府側は下記の理由を論拠に布令廃止を反対し、現在までに至つている。

米国民政府の布令廃止についての反対理由

- ① 外資法は規制的色彩が強い。
- ② P.S事業等に対する適用免除の規定がない。
- ③ 外資企業に対し、琉球政府職員の入立調査権限を認めているが、これは地元企業とのバランスを失する。
- ④ 外資法上の罰則規定は、対外的な法制の問題として刑法に基

定すべきである。

⑤ 即座に布令第11号を廃止する理由が乏しいので、東南アジア等各国の実情をみてから、その後で検討してもよい。時期尚早である。

2 外資のかけこみ申請について

別紙の「外資導入免許申請調べ(新報)1969年1月～11月27日」は、琉球政府通商局通商課の申請書受付書から作成された資料である。

この資料は申請内容を受付順に記録、整理しているが、内容的には新規申請、修正申請(業種目追加等)および更新申請(期限延長)と分類されている。本資料には、特別許可(本法人の下請企業の場合)および経営参加(企業の重役として個人が当該企業に資本と共に参加する場合)17件のみが含まれていない。1月から11月27日までの月別の申請書の受付件数を集計すると次のとおりとなつている。



月	新規申請	修正申請	更新申請	計
1	( 5 ) 7	( 1 ) 5	( 0 ) 0	( 7 ) 12
2	( 1 ) 3	( 0 ) 2	( 0 ) 0	( 1 ) 5
3	( 2 ) 9	( 0 ) 1	( 1 ) 2	( 3 ) 12
4	( 1 ) 3	( 0 ) 0	( 0 ) 1	( 1 ) 4
5	( 1 ) 6	( 1 ) 3	( 0 ) 0	( 2 ) 9
6	( 3 ) 11	( 1 ) 5	( 0 ) 0	( 4 ) 16
7	( 1 ) 6	( 1 ) 1	( 0 ) 0	( 2 ) 7
8	( 6 ) 9	( 2 ) 3	( 0 ) 1	( 8 ) 13
9	( 11 ) 11	( 5 ) 6	( 1 ) 1	( 17 ) 18
10	( 4 ) 6	( 3 ) 3	( 1 ) 1	( 8 ) 10
11	( 7 ) 7 ( 27 ) 77	( 3 ) 3 ( 17 ) 77	( 2 ) 2 ( 5 ) 77	( 12 ) 12 ( 17 ) 77
計	78	32	8	118

注( )内の数字は修正申請

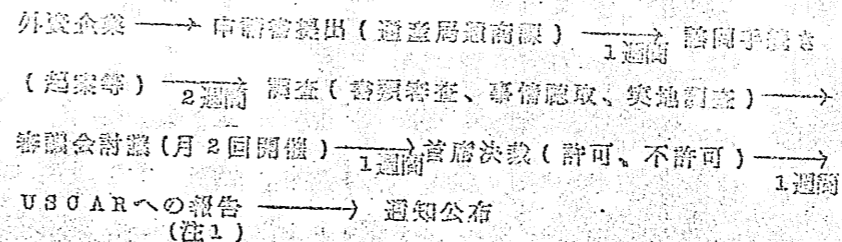
この表からみる限りでは8月から11月までは若干申請件数が高  
いとも思われ、一応この段階でかけこみ申請は一受落したのでは  
ないかと関係者はみている。特に11月22日から27日までの  
共同声明発表後の申請をみると僅か1件(更新申請山本製菓)に  
すぎず、共同声明以後において申請がラッシュしたとはとても考  
えられない。又、担当者からは今後において申請が予定されて

くる旨も特に考えられないということであつた。

### 3. 外資取扱の事務の概要

事務処理の流れは次のとおり。

#### (申請書処理)



なお、経営参加および更新申請は外資幹事会のみで了承され、首  
席決裁に廻されている。

#### (許可後の追跡調査)

年1回の実地調査を行なう(66年から開始調査結果は68年の  
み)。これは任意調査なので、調査に応じなかつた企業、調査に応  
じても内容不明のものに対しては、電話調査や実地調査を行なつて  
いるが、把握は十分とはいえない状況である。

(注) USCARにおいて、既に主席の決裁をえた件につき、これ  
を承認しなかつた例は皆無であるが、主席の不許可処分を許  
可すべきであると主張した件が2件あるとのことである。

4 外資事務処理の問題点

現在外資申請の窓口は琉球政府となっており、米国民政府は後述のように深い干渉をしていないが、今後日本本土との関係で次の点が問題となる。

- (1) 副食食品、肉、調味料は現在日本では自由化が行なわれていないが、沖縄では自由に認めていること
- (2) 外資企業の進出を許可する場合に、当該企業の消費使用する原材料あるいは機械設備について、何らの条件（例えば数量割当、関税等）が付されていないが、これでは本土の場合に比し条件が緩すぎると思われること。
- (3) 外資企業の進出後、販売額の割当、借入金等につき何らの条件も付さないうで許可しており、したがって外資企業の管理が不十分であること。
- (4) その他条件変更、期間の更新等について厳格に法令が適用されていないこと。

5 琉球政府の外資審査基準

琉球政府では、布令第11号および琉球立法「外資法」により外資申請を処理しているが、最近（1968年12月3日）において部内審査のための尺慮として別紙「外資導入審査基準」を作成し、これにより審査を行なっている。しかし、具体的には1

件ごとに（特別許可および経営参加を除く）外資審議会に付議しているので、布令第11号の「敵策」の趣旨でのつとり、外資審議会のメンバーの意見に大きく左右されることとなる。（固みに審議会のメンバーの中で琉球政府代表は2人で残りの8人は民間人となっている。）

「外資導入審査基準」のうち本土との関係で問題となるのは5「大規模な資本導入を歓迎する」7「地元との提携につきできる限り50%未満で、それに近いものを優先する」、10「雇用の拡大に大きく寄与すること」などの項目ではないかと考えられる。

6 復帰の際問題が予想される企業

沖縄における現行外資企業（除日本企業）のうち、復帰の際本土の各県の行政との関係で問題となりそうなものは次のものが予想される。

(1) 金融機関（本店、支店の設置許可との関係）

- 銀行 バンク・オブ・アメリカ  
アメリカン・エクスプレス
- 保険 A F E A（アメリカン・フォーリン・インシュランス・アソシエーツ）  
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル  
Q. F シヤープ株式会社

ニューゼーランド保険会社  
 キヤピタル インシニアランス&シニアティ株式会社  
 ベンベッド V. ハナデス  
 A I U (アメリカン インターナショナルアンダーライタ  
 ーズ)  
 マット H. マスオカ (関係せず)

(2) 石油企業 (本土業界の取引秩序との関係)

ガルフ  
 エッソ  
 カルテックス、アジア —— 東洋石油 (日石と両社の合弁)

X カイザー —— 琉球セメントを通じ石油事業に進  
 出の予定だったが取りやめ

(3) 航空会社 (航空協定等との関係)

パン・アメリカン (就航せず)  
 トランス・ワールド・エアウェイズ  
 コンチネンタル・エアラインズ  
 チヤイナ・エアラインズ

(注) この外日本企業としては、日本航空、日本航空 (関西  
 航空) および全日空があるので、復帰後国内再建策の問題  
 が生ずるものと思われる。

(4) 電機メーカー (国内業界との競争)

フェアチャイルド、カメラ、アンド、インストルメント (検査  
 所および組立工場) (現在製品検査所にすぎないが、将来5000  
 人程度の組立工場を設ける予定)

7 石油外資について

最近ガルフおよびエッソの沖繩における進出地域を自由貿易地域  
 から除外するという申請が<sup>審</sup>によりなされ、前回の外資審議会では  
 この件は懸念保留となつた。

両社の申請の背景には、自由貿易地域ではない地域に立地し、取  
 引を行なうことにより、復帰の際に日本本土への進出を主張すると  
 の予備があり、このため今回の申請が出されたのではないかと推察  
 される。したがって、今回の申請の処理が今後に尾を引く可能性も  
 ある。

因みに本土では20社が日産200万バレルの設備投資申請を  
 行なっているのに対し、通産省の指導で63万バレルに認可を抑  
 えているといわれ、かなりの競争が行なわれているが、ガルフおよ  
 びエッソ等が進出すれば市場混濁は免れなぬものと思われる。

8 外資企業の救済策

琉球政府の外資に対する態度と日本政府のそれは自から異なるが、  
 両者の調和を図るために、琉球政府そのものの問題が十分考慮

100928

1-2/22  
 17/17/17/17/17/17

(1) 外人の訂約(結果) → OSCAR: Wash. No. 110-110-110-110 (内閣府?)  
 本邦が認めないものを無下の権利とする(内閣府?) の保護  
 一定期間内特別措置(? Puerto Rico) ① 商社外資法?

GRIT  
 外資の  
 OK  
 GRIT  
 GRIT  
 GRIT

- とした上で次の改善策が考えられる。
- (1) [ ] 布令 [ ] を停止すること
  - (2) 申請書が提出された場合、日本政府へその写しを送付し、総領府はじめ関係官庁の審査を受け、その結果を通知される意思表示をまつてからそれをうけて琉球政府の処理を行なうこと
  - (3) 本土の外資法および各産業界の実情に精通した職員を琉球政府通産局に人事交流として配置し、指導を行なうかたわら、本土各省との連絡調整を行なうこと。
  - (4) 布令、琉球立法を即座に廃止・改定することが無理であるならば、「外資導入審査標準」を本土政府なみのものに改めること。
  - (5) 本土の関係官庁からの事情紹介や接洽が緊密になりつつある点にかんがみ、琉球政府側の便宜上、本土政府の外資に関する事務の窓口を一本化すること。
  - (6) 日本政府事務所に外資専任者を配置し、常時琉球政府と連絡を密にするとともに、本土政府との連絡を果すこと。
  - (7) 現地において、琉球政府、日本政府、米國 [ ] 等の参加する [ ] を設け、相互の連絡を行なうこと。
- 上掲諸案については、新規申請のみならず、修正申請および更新申請をも含めて措置すべきものと考えられる。

# 沖縄の外資企業について

111.12.5

総理府

1. 合同外資促進委員会について
2. 外資のかけこみ申請について
3. 外資取扱事務の概要
4. 外資事務処理上の問題点
5. 琉球政府の外資審査基準
6. 復帰の際問題に予想される企業
7. 石油外資について



1. 合同外資促進委員会について

合同外資促進委員会は、1967年4月沖縄への外資を促進させる目的で設置された。法的な根拠はなく、琉球政府および米国民政府との話し合いによつて設けられた。

構成メンバーは、琉球政府側副主席、企画、通産、建設、主税各局長、米国民政府側 REEVES (前経済局長)、BAKER (外資担当者) および企画局長となつている。

1967年4月～1968年5月までは、外資企業に対する税制(軽減措置)や工業用地、用水、電力、エネルギーの低廉な供給などについて審議したが、成案をえないままに終つている。

1968年に琉球政府は布令第11号の撤廃を要求し、琉球立法院で外資に関する法律を成立せしめたが、この問題につき合同外資委員会では米国民政府側は下記の理由を論拠に布令廃止を反対し、現在までに至つている。

米国民政府の布令廃止についての反対理由

- ① 外資法は規制的色彩が強い。
- ② P I 事業等に対する適用免除の規定がない。
- ③ 外資企業に対し、琉球政府職員の入立調査権限を認めているが、これは地元企業とのバランスを失する。
- ④ 外資法上の罰則規定は、対外的な法制の問題として刑法に規

定すべきである。

⑤ 即座に布令第11号を廃止する理由が乏しいので、東南アジア等各国の実情をみてから、その後で検討してもよい。時期尚早である。

2. 外資のかけこみ申請について

別紙の「外資導入免許申請調べ(新潟)1969年1月～11月27日」は、琉球政府通産局通商課の申請書受付書から作成された資料である。

この資料は申請内容を受付順に記録、整理しているが、内容的には新規申請、修正申請(業種目追加等)および更新申請(期限延長)と分類されている。本資料には、特別許可(本法人の下請企業の如きものが外資企業として進出する場合——全体で7件)および経営参加(企業の重役として個人が当該企業に資本と共に参加する場合——17件のみ)が含まれていない。1月から11月27日までの月別の申請書の受付件数を集計すると次のとおりとなつている。

月	新規申請	修正申請	更新申請	計
	( 7 )	( 1 )	( 0 )	( 8 )
1	7	5	0	12
	( 1 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )
2	3	2	0	5
	( 2 )	( 0 )	( 1 )	( 3 )
3	9	1	2	12
	( 1 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )
4	3	0	1	4
	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 2 )
5	6	3	0	9
	( 3 )	( 1 )	( 0 )	( 4 )
6	11	5	0	16
	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 2 )
7	6	1	0	7
	( 6 )	( 2 )	( 6 )	( 14 )
8	9	3	1	13
	( 1 )	( 5 )	( 1 )	( 7 )
9	11	6	1	18
	( 4 )	( 3 )	( 1 )	( 8 )
10	6	3	1	10
	( 7 )	( 3 )	( 7 )	( 17 )
11	7	3	2	12
	( 7 )	( 7 )	( 5 )	( 19 )
計	78	32	8	118

( )内は未処理件数

この表からみる限りでは8月から11月までは若干申請件数が高いとも思われ、一応この段階でかけこみ申請は一段落したのではないかと関係者はみている。特に11月22日から27日までの共同声明発表後の申請をみると僅か1件(更新申請山本昭典)にすぎず、共同声明以後において申請がラッシュしたとはとても考えられない。又、担当者からは今後において申請が予定されて

いる件も特に考えられないということであつた。

### 3 外資取扱の業務の概要

事務処理の流れは次のとおり。

#### (申請書処理)

外資企業 → 申請書提出(通産局通商課) → 1週間 諮問手続き  
 (起案等) → 2週間 調査(書類審査、事情聴取、実地調査) →  
 審議会討議(月2回開催) → 1週間 首席決裁(許可、不許可) → 1週間  
 USCARへの報告 → 通知公布  
 (注1)

なお、経営参加および更新申請は外資幹事会のみで了承され、首席決裁に廻されている。

#### (許可後の追跡調査)

年1回の実態調査を行なう(66年から開始調査結果は68年のみ)。これは任意調査なので、調査に応じなかつた企業、調査に応じても内容不明のものに対しては、電話調査や実地調査を行なっているが、把握は十分とはいえない状況である。

(注) USCARにおいて、既に主席の決裁をえた件につき、これを承認しなかつた例は皆無であるが、主席の不許可処分を許可すべきであると主張した件が3件あるとのことである。



#### 4 外資事務処理の問題点

現在外資申請の窓口は琉球政府となっており、米国民政府は後述のように深く干渉をしていないが、今後日本本土との関係で次の点が問題となる。

- (1) 酪農製品、肉、機械類は現在日本では自由化が行なわれていないが、沖縄では自由に認めていること
- (2) 外資企業の進出を許可する場合に、当該企業の消費使用する原材料あるいは機械設備について、何らの条件（例えば数量割当、関税等）が付されていないが、これでは本土の場合に比し条件が緩すぎると思われること。
- (3) 外資企業の進出後、優先株の割当、借入金等につき何らの条件も付さないで許可しており、したがって<sup>許可後の</sup>外資企業の管理が不十分であること。
- (4) その他条件変更、期間の更新等について厳格に法令が適用されていないこと。

#### 5 琉球政府の外資審査基準

琉球政府では、布令第11号および琉球立法「外資法」により外資申請を処理しているが、最近（1968年12月23日）において部内審査のための尺度として別紙「外資導入審査基準」を作成し、これにより審査を行なっている。しかし、具体的には1

件ごとに（特別許可および経営参加を除く）外資審議会に付議しているので、布令第11号の「政策」の趣旨にのっとり、外資審議会のメンバーの意見に大きく左右されることになる。（因みに審議会のメンバーの中で琉球政府代表は2人で残りの8人は民間人となっている。）

「外資導入審査基準」のうち本土との関係で問題となるのは5「大規模な資本導入を歓迎する」、7「地元との提携につきできる限り50%未満で、それに近いものを優先する」、10「雇用の拡大に大きく寄与すること」などの項目ではないかと考えられる。

#### 6 復帰の際問題が予想される企業

沖縄における現行外資企業（除日本企業）のうち、復帰の際本土の各省の行政との関係で問題となりそうなものは次のものが予想される。

##### (1) 金融機関（本店、支店の設置許可との関係）

銀行 バンク・オブ・アメリカ

アメリカン・エクスプレス

保険 A F I A（アメリカン・フォーリン・インシュランス・アソシエーツ）

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル

G. F. シャープ株式会社

ニュージーランド保険会社

キャピタル インシユアランス&シユアティ株式会社

ベンベニド V ハナンデス

A I U (アメリカン インターナショナルアンダーライタ  
ーズ)

マツト N マスオカ (開業せず)

(2) 石油企業 (本土業界の取引秩序との関係)

ガルフ

エツソ

カルテックス、アジア —— 東洋石油 (日石と硫石の合弁)

カイザー —— 琉球セメントを通じ石油事業に進  
出の予定だったが取りやめ

(3) 航空会社 (航空協定等との関係)

パン、アメリカン (就航せず)

トランス、ワールド、エアウエイズ

コンチネンタル、エアラインズ

チャイナ、エアラインズ

(注) この外日本企業としては、日本航空、日本航空 (南西  
航空) および全日空があるので、復帰後国内再編成の問題  
が生ずるものと思われる。

(4) 電機メーカー (国内業界との競争)

フェアチャイルド、カメラ、アンド、インストルメント (検査  
所および組立工場) (現在製品検査所にすぎないが、将来5000  
人程度の組立工場を設置の予定)

7 石油外資について

最近ガルフおよびエツソの沖縄における進出地域を自由貿易地域  
から除外するという申請が<sup>者</sup>両によりなされ、前回の外資審議会では  
この件は態度保留となつた。

両社の申請の背景には、自由貿易地域ではない地域に立地し、取  
引を行なうことにより、復帰の際に日本本土への進出を主張すると  
の予想があり、このため今回の申請が出されたのではないかと推察  
される。したがって、今回の申請の処理が今後尾を引く可能性も  
あろう。

因みに本土では20社が日産200万バレルの設備投資申請を  
行なつているのに対し、通産省の指導で63万バレルに認可を抑  
えているといわれ、かなりの競争が行なわれているが、ガルフおよ  
びエツソ等が進出すれば市場混乱は免れないものと思われる。

69.12.23 作

### 外資導入審査基準

1. 輸入への依存度を減少すること
2. 輸出による所得を増加すること
3. 琉球の資源を最大限に活用すること
4. 直接間接に国際収支の大幅な改善に貢献すること
5. 大規模な資本導入を歓迎する
6. 地元資本と提携するものを優先する
7. 地元との提携については、できる限り50%未満で、それに近いものを優先する
8. 高度な技術を要する企業に対する外資を優先する
9. 既存企業の生産力増強等、その健全な発展に寄与すること
10. 雇用の拡大に大きく寄与すること
11. その他琉球経済の発展及び民政向上に大きく寄与すること